

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種(以下「指定業種」※1という。)に属する事業を行う札幌市内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)で、次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1) 原油又は石油製品※2(以下「原油等」という。)の最近 1 か月間※3の仕入価格が前年同月に比して 20%以上上昇していること。
- (2) 製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価※4のうち原油等が 20%以上を占めていること。
- (3) 最近3か月間※3の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること(認定申請書における「3 製品等価格への転嫁の状況」において $P > 0$ であること)。

※1:「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は細分類での認定となります。業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

※2:「石油製品」とは、揮発油(ガソリン)、灯油、軽油、その他の炭化水素及び石油ガス(液化したものを含む)とします。

※3:「最近3か月間」は、申請日から6か月以内(申請月を除く)の連続する3か月間とし、「最近 1 か月間」は最近3か月間の最新月とします。

※4:「売上原価」は申込時点で最新となる売上原価とします。また売上原価に人件費を含んでいる場合は、人件費を除いた売上原価で算出できます。

### 2 認定申請手続について

(1) 別表にて、認定要件①～③のうちどの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式が異なります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ)、原油等の仕入等に関する資料に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

ただし、新型コロナウイルスの影響を鑑み、下線の引かれている書類は、添付省略可能としております。

なお、申請受付時間は 9:00～12:00、13:00～16:30 です。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最近3か月間及び前年同月における、原油等の仕入額及び仕入数量を確認できる資料。例)仕入元帳、請求書、領収書など。申請に当たっては、各月の合計仕入額及び合計仕入数量を明確にして添付してください。</u></li> <li>・ <u>最近3か月間及び前年同期における、売上高を確認できる試算表</u> ※試算表の添付が困難な場合には下記のいずれかの書類でも可 例)売上元帳、請求書、通帳の写しなど</li> <li>・ その他、「原油等の仕入等に関する資料」に記載した内容が確認できる資料</li> </ul>
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し</li> <li>・ <u>決算報告書の原本又は写し(直近1期分)</u></li> </ul>
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告書(直近1期分)※事業所の所在地及び業種名が確認できるもの</li> </ul>

(3) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(4) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

<p><b>【相談・申請受付窓口】</b> 札幌中小企業支援センター (事業者向けワンストップ相談窓口) 所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階 電話:011-231-0568</p>	<p><b>【制度の運用】</b> 札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課金融・経営支援担当係 所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階</p>
--	--

札幌市記載欄


## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

(あて先) 札幌市長

令和 年 月 日

所在地

申請者 企業名

代表者

電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)


※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記表に記載した指定業種(以下同じ)に係る原油等の仕入単価の上昇※1

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率

%

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入単価

e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合※1

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率

%

C: 申込時点における最新の全体の売上原価

S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況※2

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1$$

P1 =

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況※2

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2$$

P2 =

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高

b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

※1: 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

※2: P1&gt;0、かつ、P2&gt;0となっていること。

札幌商第 号

令和 年( 年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

## 原油等の仕入等に関する資料

【表1: 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇】

指定業種に係る原油等の 最近1か月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の 前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の 仕入単価の上昇率
円 【E】	円 【e】	% 【E/e×100-100】

【表2: 指定業種に係る原油等の仕入価格】

指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転 嫁できていない事業が属する業種※1※2	指定業種に係る原油等の仕入価格
	円
	円
合 計	円【S】

※1: 認定申請書の表には、表2に記載する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のみ記載でも可。

※2: 指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

【表3: 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合】

全体の売上原価	指定業種に係る原油等の仕入価格	全体の売上原価に占める指定業種に 係る原油等の仕入価格の割合
円【C】	円【S】	%【S/C×100】

【表4: 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況】

指定業種※1	最近3か月間 の指定業種に 係る原油等の 仕入価格(a)	最近3か月間の 指定業種に係 る売上高(b)	(a/b×100 )	前年同期の 指定業種に 係る原油等の 仕入価格(c)	前年同期の指 定業種に係る 売上高(d)	(c/d×100)
	円	円	%	円	円	%
	円	円	%	円	円	%
合計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※1: 表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

【表5: 全体に係る製品等価格への転嫁の状況】

最近3か月間の指定 業種に係る原油等の 仕入価格(a)	最近3か月間の 全体の売上高(b )	(a/b×100)	前年同期の指定 業種に係る原油 等の仕入価格(c)	前年同期の全体 の売上高(d)	(c/d×100)
円 【A1】	円 【B2】	%	円 【a1】	円 【b2】	%

(注) 認定申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることを確認できる書類、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が確認できる資料(仕入帳、試算表、元帳など)の添付が必要です。